

半田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第七号

半田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(半田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 半田市職員の給与に関する条例(昭和二十九年半田市条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第四条第一項中「から別表第八まで」を削り、同条第二項中「別表第九から別表第十六まで」を「別表第二」に改める。

第五条第五項中「五十五歳(市長が規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

一 五十五歳(市長が規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員

二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員

第十一条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「九級職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等に」に改め、「(以下「八級職員等」という。)」及び「、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前四項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の二第三項及び第四項を削る。

第十二条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三条の二第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十四条第二項中「支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法」を「勤務内容及び手当の額」に、「市長が定める」を「別表第三に定めるところによる」に改め、同条に次の三項を加える。

3 特殊勤務手当は、当該特殊勤務に従事した日の属する月の翌月の給料の支給日（第六条第二項に規定する給料の支給日をいう。）に支給する。

4 職員が勤務内容を異にする二以上の職務に従事したときは、これを併給することができる。

5 前四項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第二十条第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条中「並びに前条第一項及び第二項」を「及び前条第一項」に改める。
第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 管理職員特別勤務手当は、第十条第一項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して

支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、五千円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

4 前三項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第二十四条第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合には同項中の「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とし、十二月に支給する場合には同項中の「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」を「同項中の「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」」に改める。

第二十四条の二及び第二十四条の三中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十」に改める。

第二十七条中「、第十一条、第十二条及び第十二条の三」を「及び第十一条」に改める。

第二十七条の二中「から第十二条」を「から第十一条」に、「、第十六条から第十八条まで及び第二十五条」を「及び第十六条から第十八条まで」に改める。

第二十七条の三中「第十二条まで、第十二条の三及び第二十五条」を「第十一条まで及び第十二条の三」に改める。

第二十八条中「、扶養手当」を削る。

別表第一を次のように改める。

(別紙のとおり)

別表第一の二から別表第八までを削り、別表第九を次のように改める。

(別紙のとおり)

別表第九を別表第二とし、別表第九の二から別表第十六までを削る。

別表に次の一表を加える。

(別紙のとおり)

(半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第二条 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年半田市条例第二十七号)を次のように改正する。

附則第十五条第七項中「、第十二条並びに第十二条の三」を削る。

附則第十六条中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

(半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和六十三年半田市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第五条第一項中「第一号及び第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条に次の一項を加える。

2 特殊勤務手当の種類、勤務内容及び手当の額は、別表に定めるところによる。
第十三条の次に次の一条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第十三条の二 管理職員特別勤務手当は、第四条の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対し

て支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十条中「、第七条」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

（別紙のとおり）

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二十四条の二及び第二十四条の三の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（号給の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第一及び別表第一の二の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第三条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料表の切替え）

第四条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第三又は別表第四の給料表のいずれかの適用を受けていた職員（以下「切替職員」という。）の切替日におけ

る給料表は、第一条の規定による改正後の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第一の一の給料表を適用する。

（職務の級及び号給の切替え）

第五条 切替職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給は、切替日の前日にその者が属していた職務の級及び号給に応じて、市長が定めるところにより、決定するものとする。

（権衡上必要がある場合の号給の調整）

第六条 切替職員で他の切替職員との権衡上調整の必要があると認められるものの新級における号給については、その権衡上必要があると認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第七条 切替職員で切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日においてその者の受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第八条 切替日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の給与条例第十条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度障がい者」とあるのは

「五 重度障がい者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

2 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、第三条第一項に規定す

る給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるものに対しては」と、同条第二項中「五 重度障がい者」とあるのは

「五 重度障がい者

六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第九条 改正後の給与条例第十三条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う整理に関する経過措置)

第十条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第二十四条の二及び第二十四条の三の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者となす。

(委任)

第十一条 附則第二条から第九条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

5 任期付行政職給料表（二）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	185,700	227,700
2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700
11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400
20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400
32	226,900	246,800
33	227,700	247,200
34	228,400	247,700
35	229,100	248,200
36	229,800	248,600
37	230,500	249,000
38	231,100	249,500
39	231,700	250,000

40	232, 300	250, 400
41	233, 000	250, 800
42	233, 500	251, 300
43	234, 000	251, 800
44	234, 500	252, 200
45	235, 000	252, 600
46	235, 400	253, 000
47	235, 800	253, 400
48	236, 200	253, 800
49	236, 600	254, 200
50	236, 900	254, 600
51	237, 200	255, 000
52	237, 500	255, 400
53	237, 800	255, 800
54	238, 100	256, 200
55	238, 400	256, 600
56	238, 700	257, 000
57	238, 900	257, 300
58	239, 200	257, 700
59	239, 500	258, 100
60	239, 700	258, 400
61	239, 900	258, 700
62	240, 200	259, 100
63	240, 500	259, 500
64	240, 700	259, 800
65	240, 900	260, 100
66	241, 200	260, 400
67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700
72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400

83	245, 400	264, 700
84	245, 700	264, 900
85	245, 900	265, 100
86	246, 100	265, 300
87	246, 400	265, 600
88	246, 700	265, 900
89	246, 900	266, 100
90	247, 200	266, 300
91	247, 500	266, 600
92	247, 700	266, 800
93	247, 900	267, 100
94	248, 200	267, 400
95	248, 500	267, 700
96	248, 700	267, 900
97	248, 900	268, 100
98	249, 200	268, 400
99	249, 500	268, 600
100	249, 700	268, 900
101	249, 900	269, 100
102	250, 200	269, 300
103	250, 500	269, 600
104	250, 700	269, 900
105	250, 900	270, 100
106		270, 300
107		270, 600
108		270, 800
109		271, 100
110		271, 400
111		271, 700
112		271, 900
113		272, 100
114		272, 400
115		272, 600
116		272, 800
117		273, 100
118		273, 400
119		273, 700
120		273, 900
121		274, 100
122		274, 300
123		274, 600
124		274, 900
125		275, 100

126		275,300
127		275,600
128		275,900
129		276,100
130		276,300
131		276,600
132		276,900
133		277,100
134		277,300
135		277,600
136		277,900
137		278,100

備考 この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第2（第4条関係）

1 行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 主査の職務 2 主査教諭の職務
5級	1 副主幹の職務 2 園長の職務
6級	1 課長の職務 2 主幹の職務
7級	1 部次長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする課長の職務
8級	1 部長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする部次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

2 行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
5級	多数の労務職員を指揮監督する主査の職務

3 任期付職給料表基準職務表

基準となる職務
高度の専門的知識経験等を必要とする業務を行う職務

4 任期付行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

5 任期付行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務

別表第3（第14条関係）

手当の種類	勤務内容		単位	金額
特殊	行旅病人処置業務		件	1,000 円
	行旅死亡人処置業務		件	3,000 円
	時間外で緊急呼び出しによる業務		回	1,500 円
危険	伝染病救治及び患家消毒業務		日	300 円
	災害応急作業等の業務	巡回監視	日	710 円
		応急作業	日	1,080 円
不快	犬猫等の死骸処理業務		匹	500 円

別表（第9条関係）

手当の種類	勤務内容		単位	金額
特殊	時間外で緊急呼び出しによる業務		回	1,500 円
	時間外に待機業務	午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分まで	回	800 円
		午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(ただし、この間に水質検査業務等に 2 時間従事する場合は 1/2)	回	1,200 円
危険	災害応急作業等の業務	巡回監視	日	710 円
		応急作業	日	1,080 円

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

1 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			

50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							

104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42

51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		

104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		